

こども医療費・ひとり親家庭等医療費の助成申請が郵送でもできます！

◎医療費を一旦医療機関に支払ったのち、医療機関より発行された領収書又は領収証明書を、医療費支給申請書（裏面）に添えて、市役所こども家庭課へ郵送してください。自己負担額を差し引いた後、口座振込により医療費が助成されます。

- 郵送申請に必要なもの
- ・ 医療費支給申請書（小松市ホームページからもダウンロードできます）
 - ・ ※一度の申請で数ヶ月分同時に申請する場合も、申請書は1人1枚で結構です。
 - ・ 領収書または領収証明書（領収書には患者氏名、診療年月日、保険点数、保険分支払金額、医療機関名、領収印が記載されているかご確認ください）
※保険外の支払が含まれている領収書で返却をご希望の方は窓口での申請をお願いいたします。
 - ・ 押印があるか必ず確認してください。（認印可、シャチハタは不可）

- 注意事項
- ・ 健康保険、振込先口座の変更がある場合は、こども家庭課窓口で変更届を提出してください。
 - ・ 保険診療分で21,000円以上の領収書がある場合は、高額療養費該当の可能性がありますので一度こども家庭課（24-8054）へお問い合わせいただくか、窓口での申請をお願いいたします。
 - ・ 診療当月分は受付できませんので同封しないでください。

申請期間 診療月から1年以内に申請してください。

対象者 0歳～高校修了前児（高校3年生の年度末まで）
またはひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童（児童扶養手当と同等の所得制限あり）。この場合の対象期間は交付申請の翌月から児童が18歳に達する日以後最初の3月31日まで（児童に障害がある場合は20歳になるまで）となります。

助成額 （平成27年9月診療分まで）
保険診療分にかかる医療費（入院・通院）から、下表の自己負担額を差し引いた金額を支給します。

0歳～就学前	なし
就学～高校修了前	500円/月（第1子、第2子） なし（第3子以降）

（注意）第3子以降対象者…同一世帯に18歳以下の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降が小中学生の児童。

ひとり親家庭等の場合は、保険診療分にかかる医療費から自己負担額（500円/月）を差し引いた金額を支給します。

（平成27年10月診療分から）

自己負担なし

※ひとり親家庭等の保護者の方についてはこれまでどおり500円/月となりますのでご承知おきください。

申請先 <<郵送の場合>>
〒923-8650 小松市小馬出町91番地 小松市役所こども家庭課 小児医療担当 あて
<<窓口の場合>>
市役所こども家庭課または南支所（土日祝日除く）（受付時間：午前8時30分～午後6時30分）
こまつ芸術劇場うらら1階 小松駅前行政サービスセンター（休館日：水曜）
（受付時間：午前9時30分～午後7時）

支給方法 申請した翌月の25日（土日祝日の場合はその前日）に口座振込により支給します。

※郵送による提出の場合、こども家庭課へ届いた日の翌月25日に口座振込となります。

<<申請・お問い合わせ先>>

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

小松市役所 こども家庭課 こども医療担当 TEL 0761-24-8054（直通）